

---

# 岐阜県における年金引き下げ違憲訴訟の 意義と課題

— 年金生活者の生活実態調査から —

高 木 博 史

---

はじめに

1. 年金制度と生存権保障
2. 岐阜県における年金生活者の生活実態調査の視点と方法
3. 事例からみる年金生活者の生活実態
4. 調査から見えてきたこと
5. 岐阜年金引き下げ違憲訴訟の課題と展望

おわりに

## はじめに

日本国憲法第 25 条の第 1 項では「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、さらに第 2 項において「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。これらの規定が「生存権」と呼ばれていることはいうまでもないが、第 2 項においては、社会保障、社会福祉等の向上に及び増進について国の責任が明記されていることはきわめて重要である。

しかし、このような規定があるにもかかわらず、国は、2000 年初頭から 2018 年 4 月にかけて一貫して年金を削減しようとする政策を行ってきた。こうした動きに対して全国で 2013 年から約 13 万人に上る行政不服審査請求運動が展開されたが、納得のいく回答を得ることができなかったために「年金引き下げ違憲訴訟」が提起された。岐阜県においても「岐阜年金引き下げ違憲訴訟」が提起され現在に至っている。

一方で、訴訟運動として今後どのように展開していくのかということは重要な課題である。そこで、岐阜県原告団及び弁護団で協議を行い、司法の場において、生活実態の構造の把握・分析を行うことで年金の引き下げが生活にどのように影響を与えているのかということをも明らかにしていくことが、これ以上の年金引き下げを食い止める一つの有効な手段になり得るのではないかという見通しを持ち、生活実態の聞き取り調査を実施することとなった。

本稿では、この年金生活者の生活実態の聞き取り調査の結果を踏まえ、岐阜県における年金引き下げ違憲訴訟の意義と課題について考察することを目的とする。

また、本稿で年金制度もしくは年金という場合は、老齢年金を指すものとする。

## 1. 年金制度と生存権保障

### 1) 年金制度の意義と現状

本格的な高齢社会が到来したわが国において、定年退職後の生活をどうして行くのかというところは大きな課題である。今日、定年退職制度は60歳を中心としてその前後の年齢に設定されているところは少なくない。もちろん、年金の前倒し受給も可能であるが、減額などの不利な条件になるために基本的には65歳以上からの支給開始を選択するケースが多いといえるだろう。最近では、一度定年退職を迎えた後の再雇用制度なども徐々に確立してきつつある。しかし、やはり、収入が大きく減ってしまう年金の受給開始までの空白期間をどのように生活するのかという大きな課題を抱えている。一方で、65歳になれば年金によって一定額の収入が得られることで老後の生活をイメージしやすくなるといった側面はあるだろう。また、基本的には定年退職といった概念に縛られないともいえる自営業者も国民年金の受給開始は、高齢期の安定した収入のひとつとして期待できるもののひとつであることは間違いないであろう。つまり、それは、就労によって収入を得ることが困難になりやすい高齢期の生存権を保障するものであり、必要不可欠なものであるといえよう。

一方で、現実的な問題としてその金額の多寡は、生活費の「足し」にはなっても生活を維持していくために「十分」なものであるのかということ、それまでの加入期間や職種によっても大きく違うものとなってくる。たとえば、国民年金制度であるが、日本年金機構のホームページによると年金制度について「20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。保険料を全額免除された期間の年金額は1/2（平成21年3月分までは1/3）となりますが、保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。」とあり、その金額は「※平成30年4月分からの年金額 779,300円（満額）」とされている<sup>1)</sup>。つまり、国民年金のみの受給資格しかなく、民間等の行っている年金保険などへの加入をしていなければ、40年間保険料を払い続け、毎月6万5千円弱の年金のみであるということである。

もちろん、これは、国民皆年金制度の1階部分であり、厚生年金、共済年金（制度上は、2015年より厚生年金に一元化）といった上積み年金を受給できる者も少なくないが、年金制度が設計された当時の正社員、終身雇用中心の社会から転職回数や非正規雇用が増加している今日において、退職金の減少や給与の定期昇給がなされにくい環境などが生じてきており、年金制度が必ずしも有効に機能しているとはいえない状況となっていっている現状がある。

## 2) 生存権保障をめぐる状況とその限界

ここまで、年金制度の意義と現状について述べてきたが、もう一つ生存権保障の理念を具体化したものとしてすぐに思い浮かぶのは生活保護制度であろう。確かに、生活保護制度の4大原理の一つでもある「国家責任による最低生活保障」いわゆる、「ナショナル・ミニマム」を保障するために、具体的な基準によって「無差別平等」の理念のもとに運営されているという点では、生存権保障の具体的な制度のあり方として最もイメージしやすいものであることは間違いない。

一方で、「最後のセーフティネット」と呼ばれるが故に、他法、他施策が優先される補足性の原理が貫かれ、かつ申請主義が基本となっているために生活に困窮したとしてもスムーズに同制度にたどり着けないケースは枚挙に暇がない。

そうした状況を生み出している要因のひとつとして年金制度と生活保護制度との関係性をあげることができるだろう。最低生活費に満たない年金額であれば生活保護との併給も可能であるが、併給しているケースは必ずしも多くなく、また、年金制度と生活保護制度の間には決定的な性格の違いが存在している。

それは、年金が個人単位で支給されることに對し、生活保護は世帯単位で支給されることであったり、生活保護にはかなり厳しいミーンズテスト(資力調査)が求められていることである。たとえば、生活に困窮して福祉事務所に相談をしたとしてもすぐに生活保護制度が適用されるわけではなく、まずは年金受給が可能かどうかということに焦点が当てられたり、あるいは同居の家族や親族などに扶養できる者がいないかどうか、家族に貯蓄を持っている者はいないかといった様々な厳しい調査がなされ、わずかな貯蓄でもあることが判明するとまずはそちらを使ってから申請という形になる。しかし、こうしたことが何らかの事情で就労できない子どもが同居し、生活に困窮している場合などであっても生活保護制度へのスムーズな移行を阻んでこともある。

また、近年におけるマスコミや一部政治家による度重なる壮絶な生活保護バッシングにより、生活保護受給者と年金受給者の対立、分断的状況が生じてきている現状も看過することはできない。

こうした現状は、多様な生活背景を持つ人々が高齢期の生活を考えていくうえで不安を増幅させている状況を生み出しているといっても言い過ぎではない。

本稿では、後に詳述するが、そうした状況が年金受給者や生活保護受給者、あるいは低所得者のおかれている状況について無理解・無知によるものから生じているととらえ、それらを克服するための一つの方法としての年金生活者の生活実態調査を試みた結果から考察を行った。

## 3) 高齢期の生存権保障としての年金制度

既に述べたように、年金受給者と生存権保障をめぐる状況は、必ずしも明るい展望があるわけ

でなく、むしろ、不十分な状況におかれていることはいうまでもない。一方で、定年退職といったことに縛られない一部の自営業者等を除いては、高齢期におけるほとんど唯一といってもよい所得保障であることも間違いない。そのような意味では、年金制度そのものが老後の生存権保障を支える重要な役割を果たしているともいえる。したがって、今回のような減額措置は、明らかに生存権の侵害であるといえる。

また、老後のために貯蓄をする者も少なくないが、年金額が少ないために、貯蓄を切り崩しながら生活を維持していかざるを得ないという状況は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとする憲法の規定からかけ離れている現状がある。このことは、既にこの年金制度が高齢期の生存権保障として十分に機能していないことを示しているといわざるを得ないだろう。本来であれば、年金のみで生活が維持できることが求められているのである。

## 2. 岐阜県における年金生活者の生活実態調査の視点と方法

### 1) 岐阜県における取り組みの特徴と生活実態調査の視点

全国で提起されている年金引き下げ違憲訴訟であるが、岐阜県の取り組みは特徴的であるといえる。それは生活実態の聞き取り調査の取り組みを進めていることである。訴訟運動といえば法律の解釈論になることも少なくないが、実際の年金生活者の生活がどのようなものであるのかということを知り取り調査を通じて把握・分析を行い、その構造を明らかにすることで、年金引き下げが本当に妥当なものであるのか否かということ浮かび上がらせていこうという試みである。このことは、実は、社会福祉士である筆者が過去に携わった生活保護訴訟の支援において当事者の生活実態を詳細に把握、分析を行うことで対応が必要な生活課題を可視化することができ、事実上の原告勝訴に結びついたことにもヒントを得ている。それは、つまり、年金額の多寡のみにとどまらず、政策決定や遂行の場において、どのような生活状況であるのかということを知り取り調査をしなければ、一方的に引き下げることの妥当性について、かなりの疑問符がつくであろうといわざるを得ないということである。

次に、高齢期における生存権保障としての年金制度であるが、ここでは、実際に、岐阜県における年金生活者がどのような生活実態であるのかということを知り取り調査を行うことによって明らかにするための視点と方法について言及する。

まず、本調査の大きな目的と関連が深いあるデータについて言及しておきたい。2016年に行われた老齢年金受給者実態調査（厚生労働省年金局）によれば表1に示すように世帯における支出の構造は、50万円未満で医療費の割合が11%を超えるなど突出、300万円以上で社会保険料比率が高くなるという特徴を示しているが、全体を見れば衣食住や光熱費、通信費、娯楽費などについては、それほど大きく異なるものではない<sup>2)</sup>。

表1 本人及び配偶者の公的年金金額階級別・支出項目別

本人及び配偶者の支出総額に占める割合の平均

65歳以上(再掲)												
		合計	衣食住	光熱費	通信費	趣味・娯楽・交際費	ローン等支払い	医療・介護の自己負担	税・社会保険料	その他	平均支出額(月額)	
総数		100.0	55.3	6.9	3.3	6.5	2.1	7.3	9.4	9.2	21.0	
本人及び配偶者の公的年金金額	万円以上	万円未満										
	50	100	100.0	55.1	5.8	2.7	4.8	1.1	11.5	6.5	12.6	11.7
	50	100	100.0	57.0	6.4	3.2	5.5	1.5	9.1	6.8	10.5	13.6
	100	150	100.0	56.6	6.7	3.4	5.7	2.6	7.6	7.5	9.8	16.5
	150	200	100.0	55.5	6.9	3.1	6.0	2.5	8.0	8.3	9.7	17.5
	200	250	100.0	54.8	7.2	3.3	6.4	2.2	7.0	9.1	10.0	20.7
	250	300	100.0	54.4	7.2	3.5	6.8	2.6	6.5	10.6	8.4	23.9
	300	400	100.0	54.7	7.1	3.4	7.7	1.6	6.3	11.5	7.7	26.2
	400	500	100.0	54.5	6.8	3.3	7.8	1.6	6.2	13.0	6.8	29.7
	500		100.0	52.2	6.6	3.4	8.0	2.2	6.1	13.2	8.4	39.9
	不詳	100.0	70.7	4.8	1.3	9.3	-	1.3	2.9	9.8	39.2	

(出典：厚生労働省，年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査）平成28年）

このことは、言い換えれば、この構造を崩してしまうような何か「特別な事情」がある場合、仮に現時点で「安定的」な生活を送っていたとしても、生活が一変してしまうリスクが高くなっているといえる。そのために、単に年金額の多寡のみならず、実際の生活実態を踏まえ相対的な「生活の質」を把握することが必要になってくるということである。

たとえば、高齢期において受給できる年金が「国民年金」のみである場合は、もちろん生活が苦しいことが少なくないが、「厚生年金」や「共済年金」を受給しているからといって、直ちに「安定的」かつ「健康で文化的」な生活を送れているとは限らないのである。

このように、家庭・世帯の事情によっても生活の実態は多様であり、たとえ少額であったとしても、そもそも十分でない年金額の引き下げという政策行為がそれを端緒として複合的な問題に大きな影響を与える可能性も含め、生活実態こそに基づいた検証が必要である。

## 2) 調査の概要と方法

現在の生活実態を把握するために、生活歴、仕事歴、家族の状況、健康状態、通院状況、移動手段、近隣との付き合い、娯楽、趣味やスポーツ、現在の仕事（収入）の状況、切り詰めているものなどを設問の中心としている。さらに、生活が厳しい状況である場合は、生活保護受給に対する考え、削減による実害や将来の不安などについての質問項目も準備した。

調査の方法：調査員の半構造化面接による聞き取り調査

対 象 ：全日本年金者組合岐阜県本部関係者，中小業者団体関係者，医療団体関係者  
等

調査期間 ：2017年6月1日～2018年7月26日

回収ケース数：32 ケース

倫理的配慮：プライバシーに配慮し，個人が特定されない形に処理し，必要に応じて学会・研究会報告・論文・報告書等への発表について同意書を作成している。

また，調査員には事前に，聞き取り項目の視点や守秘義務，調査の目的などについて説明ができるように研修会を実施している。

※ 調査票については資料として別途添付する（資料1）。

### 3. 事例からみる年金生活者の生活実態

#### 1) 調査結果の概要

全体を通して，非常に厳しい生活実態はすでに明らかになっている。一方で，それなりと考えられる年金額をもらいながらも，同居する事情を抱える子どもへの生活費の生活費の補てんなどに使われ，憲法の規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を維持できていない者も存在していることも明らかになった。

特徴的なケースとしては，次のようなものを挙げることができる。たとえば，既に述べたように生活保護は，世帯単位，年金は個人単位での支給であるが，同居家族に障害・疾病を持つ者も多く，自分の年金が当てにされているケース，国民年金のみで元々給付額が少ないケース，生活保護を受けているが「健康で文化的な生活」には程遠い実態を示したケース，そして，比較的安定的な人生を歩んできたと思われる方のケース，国民年金加入者の代表的存在であるといえる自営業者などの生活実態を示したケースである。

とくに，生活に困窮しているが親子同居による同一世帯である場合は，子どもが生活保護の申請をしようとしても親の貯蓄がある場合や，持ち家の場合，運用として生活保護の支給が難しいケースも多い。

また、生活保護に対するスティグマによって生活保護申請をしていないケースや老老介護の問題も深刻であり、単に年金の問題だけでない複合的な生活課題も窺えた。

こうした諸問題に対し、弁護士会議の中で、「年金だけで足りなければ生活保護を受ければいい」といった論調があることが話題になったが、年金額を引き下げるだけで何の代替措置もなく、積極的かつ丁寧な説明、あるいは、十分な介護サービスが準備された上で運用が行われなければ、生活保護制度や他施策全体で憲法 25 条の精神を満たすという論理が通用するとはいえず、年金生活者の生活実態は、憲法の理念から大きくかけ離れている実態であるということが明らかになっている。

## 2) 年金生活者の個別ケースの検討

### 2) 個別ケースの検討

ここでは、収集したケースより特徴的なケースを数ケース選び、個別に検討していくこととする。

#### ケース 1

障害を持つ子どもとの二人暮らし。息子が障害のために仕事ができない。年金額は 144,200 円であるが 2 人で暮らすと厳しいのではないかと。自家用車を所持。生活保護申請について弁護士と相談中。借金息子名義で 76 万円。

障害を持つ高齢者と障害を持つ子どもの二人暮らしのケースである。A 市に在住であるが、車がなければ生活に支障が出てしまう。2 年に 1 度の車検代の捻出も厳しい状態である。同居の子どもには、障害があるために働けない状態にある。こうした状況から、将来の生活に対する不安が大きく、今回のように年金が少しでも減額されれば、食事の質を落とすことで対応しようと考えていること聞き取りから明らかになっている。

「食事の質」を落として対応しなければいけない生活状況が生まれているとするならば、日本国憲法が規定する「健康で文化的な生活」と何であろうか。後の補充調査から買い物レシートなどから明らかになったことであるが、もちろん、食事も米を中心としたごく一般的なものであり、「贅沢」な印象はない。

慎ましく一般的な生活を送っているにもかかわらず、年金の減額によって食費を減らさなければならぬという思いを持たなければならないこと自体「健康で文化的な」生活を営む権利を侵害してはいないだろうか。

#### ケース 2

障害を持つ子どもと二人暮らし。80 万円の貯蓄が生活保護申請を阻む。

既に述べたように、年金が個人単位で支給されることにに対し、生活保護は世帯単位で支給されるという壁によって生活困窮を強いられているケースである。

福祉事務所に生活保護の相談に行けば、貯蓄があるのでそれを使ってから相談に来るようにといわれるという状況である。しかし、子どもと世帯を別にして生活保護申請といった方向にもなりにくい複雑な事情を抱えたケースといってもよいだろう。

年金担当部署と生活保護担当部署のたらい回しにあっていく間に更に生活が逼迫していく様相を呈している。諸制度や諸機関のスムーズな連携が確立されているならば救済されるかもしれないケースであるが、現状では厳しい状況であることが明らかになっている。まさに制度の趣旨と運用の決定的な相違による「法のはざま」の問題を示唆している。

### ケース 3

生活は厳しく試供品などで飢えを凌ぐ。生活保護につながらず孤独死。国民年金のみ。

独居。年金額は月額 5000 円。友達はいなかったようである。妹が一人。恵まれた家庭に嫁ぎ子どもがいて大学卒業をしていると聞く。父親は会社経営、母親は専業主婦、妹は B 市の有名大学を卒業し C 市へ嫁ぐ。その頃、本人も職についていたようだが長続きはしていなかった。

ここ数年は職につかず計画性のない生活を送る。家に風呂はあったがあまり利用せず、食料も団地内の生協を利用、目的は買い物より試供品を求めていた。試供品が置いてあるスーパーへは 1 時間かけ出かけるような食生活を送る。酒・たばこは会うたびに「たばこは辞めろ」といわれていたが辞められなかった。町内の行事や集まりがあるとよく参加し、その場でもよく飲食し、リュックサックに入れて持ち帰っていた。近所づきあいはなかったが挨拶はよくして「年金は少なくてもよく口にしていた。支給日を待ち焦がれている生活だと話していた。

健康状態は悪くはなかったが病気になっても医者にはかからず、痩せていて顔色が良くない状態であった。

2017 年 1 月中は町内の行事などに誘っていたが、2 月に入り顔を見なくなった。2 月 11 日雪の舞う朝、ポストにタウン誌などが詰まっていた状況から、警察に連絡しその夕刻 5 時ごろ、妹さんとドアから中に入ると本人の死体を発見。死後 2 週間ほど。生活保護は持ち家があるということ、スティグマなどから申請してなかったようである。

この例は、衝撃的な孤立死のケースである。年金額が少なく、試供品で飢えを凌ぐ生活であった。持ち家あるということ、そして、スティグマから生活保護申請もままならない状況。自治会長の声かけ・訪問はあったが日常的に助けを求められる人がおらず孤立死に至った。年金額の少なさが社会的孤立を生み出し、孤立死につながったケースである。一方で生活保護にもうまくつながらなかった状況も浮かび上がる。

このケースから、国民年金の満額の金額が保証されたとしても年額 779,300 円であり、転職や何らかの事情によって年金保険料の支払いが滞っていた場合には、この金額さえも保証されず、かつ高齢期の収入がこれだけに限定される状況となり、年金の引き下げについては、まさに死活問題に直結するといってもいいだろう。

## ケース 4

38 年間教員。持ち家。一般的、もしくは比較的安定水準の年金生活者。

1945 年 2 月に父母兄弟 4 人の弟として D 町に生まれる。1 町に足りない田畑と少しの山林で厳しい生活の中で育ち、本人の大学生生活は帰省が精一杯の旅行という状態だった。教員生活は私学のために転勤もなく 38 年間を同一職場で過ごし、60 歳で退職、以後は年金生活に入った。

妻は、ピアノ教師として家庭で個人レッスンをしていたが、40 歳を超えると生徒も減少し収入はほとんどなくなったために国民年金も第 3 号被保険者としての期間がほとんどで年金支給額も満額支給になっていない。

現在は年金給付のみでの生活である。

家庭は夫婦 2 人のみの生活。長男は、首都圏の自治体の市議会議員。長女は、9 歳、6 歳の子どもの家族 4 人で隣家に生活。今は、老夫婦が時に孫の世話をして娘夫婦を助けているが、いつか私たちの最期を看取ってくれることもあろうかと、淡い希望を持っている。

夫婦合わせ 25 万円ほどの生活年金だが、税金・諸保険料を支払うと、20 万円ほどの生活費になり、ぎりぎりの生活であって、旅行や娯楽などを控えて窮屈な生活になっている。

今がぎりぎりなので、災害はもとより夫婦どちらかが大病を患っても生活ができなくなる不安を抱えている。

2016 年 10 月の特定健診時に前立腺の異常を告げられ、精密検査の結果前立腺がん（精囊・坐骨への転移を認める）の告知を受ける。以後、ホルモン療法を継続している。緩やかに背骨の何力所かに転移が続いている。服薬は継続しているが、自覚症状はなく、通常の生活を送っている。持ち家もあるが、築 30 年を越えた頃から大規模改修の必要性を感じてはいるが、生活不安からまとまったお金を準備するに至らず居住環境が悪化してきている。

社会保障制度の改悪・社会保険料の増額を合わせ考えると、真綿で首を絞められるような息詰まりを感じる。今は物価上昇時のみのマクロ経済スライド適用だが、キャリアオーバー制になったら、確実に目減りしていくのだから、早晚、高齢者の生活破綻が増えてくる。明日は我が身となるのではないかという不安を抱えている。

私学教員 38 年間の夫と専業主婦という世帯構成である。社会的にも比較的安定し、子どもたちが独立し、老後の見通しが付けやすい状態であるにもかかわらず、旅行や娯楽を控えて窮屈な生活だと感じている例であるといえよう。一生懸命働いて子どもを育て、自らの老後はいつ生活破綻するか分からない不安を抱える日本の姿ともいえるかもしれない。

本ケースのとくに特徴的な部分としては、持ち家が築 30 年から 40 年となってくると老朽化にともない大規模修繕・改修が必要となってくることである。このケースだけではなく類似したケースも散見された。一般には、持ち家は「財産」とみなされるが、大規模修繕や改修となれば数十万から数百万円という金額に上ることは想像に難くない。一方で年齢的には、70 歳前後となり余命何年か分からない状態の中でそうした多額の費用をかけて大規模修繕や改修を行うかといえ

ば躊躇が生じるのはある意味当然である。その結果、居住環境が悪化するにもかかわらず、老朽化した家屋に住み続けなければならないという状況になっている。

このケースは夫婦と子ども2人で、わが国における「標準的な家族構成のモデルケース」とされてきた。高度経済成長期を支えた世代としてはそうかもしれないが、実際には少子高齢化、過疎化、単身化、そして近隣との関係の希薄化といった多様な社会環境の変化によってもはやモデルケースとはいいがたくなっている状況であるとともに、わが国のいわゆる「標準的なモデルケース」であったとしても十分に「健康で文化的な生活」を送ることができているのか、という点が問われている事例でもある。

#### ケース 5

糖尿病 45 歳の息子と同居。月額 8 万円 + 生活保護のケース。

E 市生まれ。中学卒業後、磁器の会社で働く。その後肺結核になり 3～4 年休んだ。その間内職仕事をしてきた。勤務は実質 1 年間のみ。その後退職。

その後、店員やホステスなどいろんな仕事をやった。32 歳で結婚、夫と共に自営で水道の仕事をやっていた。

体力の限界で水道は辞めて 60 歳のとき掃除婦として働きはじめた。正社員として約 10 年掃除の仕事をした。77 歳のとき事故にあって仕事ができなくなった。

現在は、息子と同居している。定時制高校を卒業したが、糖尿病を患っており、今まで働いたことはない。最近少し良くなってきて病院からは「軽作業なら働いても良い」といわれ、ぼちぼち求職活動を始めた。夫は 40 代後半から自営業として水道屋を始めた。10 年間一緒に働いたが歳を取ってできなくなり、次は下請けの掃除屋として働くようになった。5 年前に家で骨折し動けなくなった。2013 年に死亡。

生活保護は市議会議員に支援してもらい、申請・受理・支給されている。「夫が存命中は夫と私の年金と私の稼ぎで普通に生活できていたと思っているが夫が死に私が働けなくなってととても苦しくなった。」「買い物は、近くのスーパーで半額になる夕方を待って買い物に行く。行っても半額でないときは買わない。一個 20 円のコロッケ、18 円のうどん、19 円のもやしは助かる」といった食生活である。

生活保護と年金の併給ケースではあるが、市議会議員の支援によって受給に至っていることは注目すべき点でもある。つまり、そうした「支援者」の存在が本ケースの年金・生活保護の併給のケースに結びついたと考えるのが妥当であり、そうした「支援者」とのつながりが希薄だった場合には併給にいたらなかった可能性も示唆される。

そうした意味では、「足りない部分は生活保護で」というような安易な発想では、生活の改善に結びつかず、様々なつながりやかかわりの中で生活支援がなされていく必要性が明らかになった。

ケース 6

典型的な元自営業。夫が他界し 2018 年 4 月に廃業。

70 代女性。貯蓄額は 1000 万。持ち家。固定資産税は年間 12 万円ほど。48 年間自営（八百屋、給食）。休みはほとんど取れなかった。「人の 3 倍は働いてきた」と思っている。

国民年金のみの典型的な自営業のケース。本人の話から、全盛期には 10 名ほどの従業員を雇用するなど事業は比較的上手くやってくることができたので 1000 万の貯蓄と持ち家がある。しかし、持ち家は事業所と兼用で築 42～3 年ぐらい。軒先は雨漏りなどしている。後どのくらい生きていけるか分からないし、健康でいたいと願っているがお金に不安が残る。子どもが近くに住んでいることもあり若干の安心感があり、また、F 市の独自の医療費助成制度などがあるので助かっている。

このケースの場合、自治体による医療費の助成制度によって高額となり得るであろう医療費負担が軽減されている。年金額の減額は、こうした助成制度がない場合、当然のことながら生活水準の低下に直結する。年金と生活を支える社会保障の諸制度がどのような形で生活全体を支えているのか、あるいは、どのような水準にあるのかということを経済的に判断していかなければならないことを示唆している。

## 4. 調査から見えてきたこと

### 1) 調査の意義とまとめ

本調査を通し見えてきたものは、岐阜県における年金生活者の生活実態は、困窮の極限の状態から今すぐに差し迫った生活崩壊はないケースまで幅広いものであるが、共通していえることは、「健康で文化的な」水準の暮らしを送っているとはいいがたいところである。いうまでもなく、その水準を達成するに相応しい十分にゆとりのある年金であるというケースは少なく、現在は、ある程度、心身状況が安定しているがひとたび病気や事故などにより入院や施設入所などの状況が生じれば、たちまち生活が崩壊していく状況にあることである。

また、「最後のセーフティネット」と呼ばれる生活保護制度と年金制度では本質的に趣旨と仕組みが違っているためにスムーズな融合的な運用に至るためには「支援者」や「地域社会」とのつながりの存在が不可欠であることも明らかになったといえよう。つまり、生存権保障に関し、「年金で生活が保障されなければ生活保護を受ければ良い」といった安易な融合論は、そのためには様々な高いハードルをクリアしなければならないという実態を無視した論理であることが明らかになった。

そうした意味で、年金は本来、高齢期の生活保障を担保するために最重要となる制度であり、

その水準の向上こそあれ、引き下げといった事態は断じて許されるものではないことも明らかである。

また、高齢期の生活のために「貯蓄」を前提としなければならないといった事情も窺える。しかし、もしそうであるとするならば、生存権保障としての年金制度のあり方そのものが問われなければならないであろう。

したがって、今回の年金引き下げについてはきわめて不当であり、かつ「健康で文化的」な生活保障を規定する憲法の理念と大きくかけ離れており、憲法違反の疑いもきわめて強いものであるといわざるを得ない。そのことを指摘する上でも、この調査が岐阜県における年金生活者の実態の一端を示す貴重な資料となるといえる。

## 2) 調査の限界と課題

本調査は、生活歴や個別の年金額などきわめてプライベートな情報を質問項目としているが故にその限界と課題についても言及しておきたい。

本調査の回答者は主に全日本年金者組合岐阜本部の会員もしくはその知人といったルートによって対象を抽出した。生活歴や現在の生活状況、あるいは個別の年金額といったプライベート情報を聞き出すためには調査員との一定の信頼関係が必要であることからこうした方法になったが、一方で、こうした関係者とつながっていない人々の状況までは把握しきれていないという状況がある。

そのことは、調査で表れている以上に地域で孤立を深め厳しい生活を強いられている潜在的な人々の状況について十分に把握しきれていないという限界が存在する。

たとえば、全日本年金者組合岐阜本部会員への相談以外に自治体議員や医療機関、民生委員等へ個別に寄せられる相談なども存在するだろう。今後は、そうしたケースについても各種団体や個人と連携を強化し、年金生活者の生活実態の可視化へつなげていくことが課題である。

## 5. 岐阜年金引き下げ違憲訴訟の課題と展望

ここまで岐阜県における年金引き下げ違憲訴訟の意義について、とくに聞き取り調査から浮かび上がる生活実態を明らかにしていくことを特徴としている点とそれが訴訟運動として大きな力になっていくのではないかということについて述べてきた。

一方で、訴訟運動の進行過程において課題もいくつか見えてきている。

ひとつは、やはりテーマが「年金制度」であり、若者への浸透が今一つであるということである。これは、「年金」に関することのみならず高齢者に関わる多くの社会保障運動に共通することでもあるが、若者の制度に対する信頼感や期待感が薄く、むしろ失望に近い感情が蔓延しているとい

えるのではないだろうか。たとえば、私たちは「どうせ、自分たちの時代は年金なんてもらえないのではないか」といった声をよく耳にはしていないだろうか。制度に対する信頼がないために、「年金なんて掛けても同じ」という感情が現役世代に生じており、制度を改善しようというよりも無力感から行動に移っていかないという状態に陥っているのではないだろうか。これは、昨今、奨学金返済問題が深刻化し、国政選挙では、多くの政党が給付型奨学金に言及するなど大きな運動に発展したことと対照的である。若者を巻き込み運動を大きく発展させていくためにはどうすれば良いのだろうか。当事者と若手弁護士の協働によるシンポジウムの開催など試行錯誤がなされている段階である。

もうひとつは、運動の中心となっている人々の生活実感として年金引き下げが「大きな打撃」となっているかどうかということに関する温度差である。もちろん、運動としては1円たりとも年金引き下げは許さないというスタンスであったとしても、どうしても自分の生活実感として、たとえば「毎日のコーヒー1杯を我慢すればいい」といったことになりがちで訴訟運動の目的を見失ってしまうことに対する懸念がないわけではないということである。これは、運動の中心を担っている人の中には比較的恵まれた年金を支給されている者も多く、逆に、年金額が著しく少なく生活が厳しい状況にある者は、こうした訴訟運動に関わるゆとりさえ持てないという状況が存在しているからである。こうした矛盾を解消していくためには、今回行った生活実態調査の活用が有効ではないだろうか。たとえば、それなりの年金を支給されていたとしても、同居している子どもに障害があったり、何らかの事情で就労できていない状況が生じていると経済的に困窮するケースも少なくないことが明らかになったが、こうした実態の理解を進めていくことが大切であろう。つまり、実態の理解を通して自分自身の問題としてとらえていくことがこの運動の意義を再確認する大きなモチベーションになるのではないだろうか。

このようにいくつかの課題を抱えてはいるが、まずは、全国でも、そしてこの岐阜県においてもこの年金引き下げに対して声をあげていく運動が起きていること自体が大きな意義を持っており、今後は、課題の克服に向けて具体的に学習会を開催したり、情報発信のあり方を考えていくことによって展望が拓けてくるのではないだろうか。

## おわりに

本稿では、岐阜県における年金引き下げ違憲訴訟の意義と岐阜県の特徴的取り組みである年金生活者の生活実態について調査を基に考察を行ってきたが、既に述べたように年金額や家族環境、その他様々な生活環境といったきわめてプライバシーに踏み込んだ質問事項を含む聞き取り調査であったにもかかわらず、30ケースを超える回収数となったことで、年金生活者の生活実態としていくつかの特徴的なパターンをあぶりだし、それらが必ずしも「健康で文化的な生活」を維持できているとはいいがたいということが明らかにできたのではないだろうか。

今後は、さらに緻密な生活実態の分析も必要になってくるであろうが、現代社会における年金制度のあり方に対する問題提起を行うという意味では一定の成果を上げることができたといえる。

最後に、本稿の執筆にあたり、助言・指導を頂いた岐阜年金引き下げ違憲訴訟の弁護団の皆様、調査の設計及び調査員としてかかわっていただいた全日本年金者組合岐阜県本部の皆様をはじめ関係者の皆様に感謝の意を表したい。

〔註〕

- 1) 日本年金機構ホームページ「年金の受給（老齢年金）」  
<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyuruourenenkin/jukyuru-yoken/20150401-01.html>  
(2018年9月7日アクセス)
- 2) 「年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査）平成28年」厚生労働省

〔参考文献・資料〕

- ・「年金引き下げ違憲訴訟パンフ」全日本年金者組合、2018年
- ・高木博史「生活保護開始仮の義務付け決定に社会福祉士が果たした役割と今後の展望」『賃金と社会保障 2010年 第1519・1520号（8月合併号）』旬報社、2010年
- ・繁澤多美・高木博史編著『いっぱいっぱいの挑戦 ―沖縄の貧困・差別・平和と向きあうソーシャルワーク』福祉のひろば、2015年
- ・高木博史「生活保護バッシングの背景と高齢者の生活保護利用の実態 ～長野県民医連生活保護実態調査より～（上）（下）」全国老人福祉問題研究会編『月刊ゆたかなくらし 2017年1月号／2月号』本の泉社、2016年／2017年
- ・高木博史「岐阜県における生存権保障運動の現状と課題 ―生存権アクションぎふの活動から―」『岐阜経済大学論集 第50巻第2号』2017年

資料1

## インタビュー調査票

調査日時：\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 \_\_\_時\_\_\_分～\_\_\_時\_\_\_分

場所：\_\_\_\_\_

調査員名：①\_\_\_\_\_ ②\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 性別：男・女

生年月：大正・昭和・西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_月（満\_\_\_\_\_歳）

現住所：\_\_\_\_\_市\_\_\_\_\_町

### 1. 利用・受給している福祉サービス：(複数可)

1. 介護保険 介護保険料月額（\_\_\_\_\_）円 要介護度（\_\_\_\_\_）
2. 健康保険 種類：国保、健康保険、共済、その他（\_\_\_\_\_）  
保険料月額（\_\_\_\_\_）円
3. 年金 種類：（\_\_\_\_\_） 月額（\_\_\_\_\_）円
4. 公的年金なし
5. 生活保護 （支給されている扶助\_\_\_\_\_）
6. その他（\_\_\_\_\_）

### 2. 生活歴・仕事歴・現在の仕事の状況（年金の他に収入を得る手段等があるか）

**3. 家族構成及び家族の状況** (同居していない家族の生活の様子含む)

**4. 現在の生活の様子について、また、年金削減の影響などについて** (支出の状況、年金は十分足りているか、切り詰めているものがあるか、近所づきあい、娯楽、生活が苦しい特別な事情がある場合はその理由など)

年金月額 (            ) 円            貯蓄額 (            ) 円  
持ち家 (築        年) ・ 賃貸 (家賃            円 間取り        )  
借金 (ローン含む) (            ) 円    返済月額 (            ) 円  
自家用車 有・無

**5. 健康状態・通院の状況・病歴等**

医療（介護）費（自己負担） 月額（                      ）円

**6. 将来への不安や希望**

生活上の困りごとを相談できる人がいるか いる（                      ） いない

**7. 特記事項（その他、生活上で気になっていることなど）**

ご協力ありがとうございました。